

第75期

定時株主総会
招集ご通知

日時

2022年3月29日（火）
午後1時30分

場所

東京都中央区日本橋茅場町1丁目5-8
東京証券会館 8階

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

《ご来場自粛のお願い》

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から極力郵送またはインターネットによる事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日は会場へのご来場をお控えいただけますよう心よりお願い申し上げます。

なお、株主総会の運営は最小限の体制とし、当日の健康状態にかかわらず一部の役員のみのお出席とさせていただきます。また、議事も例年より時間を短縮して行う予定です。

株 主 各 位

東京都中央区日本橋茅場町2丁目10番5号
恵 和 株 式 会 社
代表取締役社長 長 村 恵 氏

第75期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当社第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から当日のご出席をお控えいただきたく、できる限り書面又はインターネット等による議決権の行使をお願いしております。ご協力いただける場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2頁のご案内に従って、**2022年3月28日（月曜日）午後6時**までに到着するようご送付又はご入力くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2022年3月29日（火曜日） 午後1時30分（受付開始 午後1時）
（開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）
- 2. 場 所** 東京証券会館 8階
東京都中央区日本橋茅場町1丁目5-8
（末尾の会場ご案内函をご参照ください。）
- 3. 目的事項**
 - 報告事項**
 - 第75期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第75期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
 - 決議事項**
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役9名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎以下の事項につきましては、法令及び定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.keiwa.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
- したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
- ◎本総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はありません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主様におかれましては、「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

○株主総会への出席（自粛をお願いしております。）

株主総会開催日時 2022年3月29日（火曜日）午後1時30分
場 所 東京証券会館 8階
東京都中央区日本橋茅場町1丁目5-8

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

○書面（郵送）による議決権行使

議決権行使期限 2022年3月28日（月曜日）午後6時まで

同封の議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

○インターネット等による議決権行使

議決権行使期限 2022年3月28日（月曜日）午後6時まで

同封の議決権行使書用紙に表示された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォン又はタブレット端末で読み取っていただくか、パソコンから当社指定の議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力してログインのうえ、行使期限までにご行使ください。

郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

○議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、企業価値の中長期的向上のための内部留保等を総合的に勘案のうえ、安定的に配当することを基本方針としております。

第75期の期末配当につきましては、当社の配当方針に基づき当期の業績等を勘案したうえで、普通配当10円に特別配当15円を加え1株当たり25円とし、以下のとおり実施いたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき25円00銭
(うち、普通配当10円・特別配当15円)
総額240,389,250円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年3月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

変更前定款	変更後定款
<p>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>< 削除 ></p>
<p>< 新設 ></p>	<p>第15条 (電子提供措置等)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

< 新 設 >

(附則)

1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役9名選任の件

現任取締役9名は、本総会終結の時をもって全員任期が満了いたしますので、新たに社外取締役4名を含む9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1 再任	おさむら けいいち 長村 恵 弼 (1947年11月18日)	1970年4月 恵和商工(株) (現 恵和(株)) 入社 1974年3月 当社取締役 1977年3月 当社常務取締役 1982年3月 当社専務取締役 1986年3月 当社代表取締役副社長 1991年3月 当社代表取締役社長 (現任)	3,384,200株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり当社及びグループ会社の経営に携わるとともに、当社グループの事業拡大や、今後の成長に必要な基盤整備を進めるなど、豊富な経験と実績を有しています。1991年3月より代表取締役社長として当社の経営を担っており、経営全般の総括が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
2 再任	あしかが まさお 足利 正 夫 (1976年12月28日)	2000年4月 当社入社 2008年12月 当社経営企画室長 2011年4月 当社執行役員 2012年6月 当社取締役 2014年10月 当社取締役 戦略推進本部本部長 2015年7月 当社取締役 マーケティング本部本部長 2018年3月 当社常務取締役 マーケティング本部本部長 2020年3月 当社常務取締役 ASBIC本部本部長 2021年3月 当社常務取締役 生産イノベーション管掌 (現任)	122,790株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり販売の最前線で実績を挙げるとともに、主に営業部門の要職を歴任した豊富な経験と高度な見識を併せ持っており、当社グループの持続的成長への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3 再任	青山 英一 (1956年6月22日)	2019年 6月 当社入社 2019年10月 当社マーケティング本部副本部長 2020年 3月 当社常務取締役 マーケティング本部本部長 2021年 3月 当社常務取締役 マーケティング管掌 (現任)	740株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、製紙メーカーで多岐にわたる部門の要職を歴任した豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社においても的確な意思決定の実施とリーダーシップを発揮してきた実績から、当社グループの持続的成長への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
4 再任	川島 直子 (1972年11月11日)	1996年 4月 当社入社 2013年 4月 当社社長室部長 2014年 6月 当社人事総務ユニット部長 2014年10月 当社管理本部副本部長 2016年 1月 当社取締役 管理本部副本部長 2020年 6月 当社取締役 管理本部副本部長兼人事総務部 部長 2021年 3月 当社常務取締役 管理・購買管掌兼管理本部 本部長 (現任)	35,740株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社及びグループ会社の経営に携わるとともに、主に管理部門の要職を歴任した豊富な経験と高度な見識を併せ持っており、当社グループの持続的成長への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5 <u>再任</u>	吉岡 佑樹 (1981年9月12日)	2012年7月 当社入社 2017年4月 当社経理部部長 2020年3月 当社取締役 経理部部長 2021年3月 当社取締役執行役員 管理本部本部長代理兼 財務部部長 (現任)	5,670株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、入社以来、経理・財務部門に携わり、会計全般の専門的知見と豊富な経験を有しております。当社グループの持続的成長への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
6 <u>再任</u> <u>社外</u> <u>独立</u>	高野 裕士 (1938年3月31日)	1968年5月 高野法律事務所 開業 (現任) 1981年6月 日清食品ホールディングス株式会社 監査役 2020年3月 当社取締役 (現任)	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、長年にわたり日清食品ホールディングス株式会社の監査役を務められた経歴と、弁護士としての専門的知見と豊富な経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、引き続き社外取締役候補者いたしました。同氏には、弁護士としての豊富な経験、見識に基づき、法務における専門的見地から、経営における助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。</p> <p>【独立役員に関する事項】 当社は現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
7	さかづめ ゆう 坂 爪 裕 (1966年2月7日)	2004年 4月 経営学博士 2006年 4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 助教授 2012年 4月 同大学院経営管理研究科 教授 2019年 3月 当社取締役（現任） 2021年10月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 委員長 （現任） 2021年10月 同大学ビジネス・スクール 校長（現任）	0株
再任 社外 独立	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、慶應義塾大学大学院経営管理研究科の委員長であり、生産政策・生産マネジメントをはじめとする分野について幅広く卓越した知見と豊富な経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、引き続き社外取締役候補者といいたしました。同氏には、経営における専門的見地から、経営全般に関する意思決定への関与、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行っていただくことを期待しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。</p> <p>【独立役員に関する事項】 当社は現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
8	<p style="text-align: center;">まつもと ゆみこ 松本 由美子 (1948年3月6日)</p>	<p>1996年 9月 JANZ Ladies'Group (日・豪・ニュージーランド レディース グループ) 会長 2002年 5月 貝絵個展主催 (恵比寿、東京) 2003年 7月 ユニセフグリーティングカード採用 2006年 7月 同上 2006年11月 貝絵写真集「雅への誘い」出版 2009年 9月 「IRO IRO NIPPON」出展 (ヴェリニユス美術館、リトアニア) 2011年 6月 「第2回日本芸術祭」出展 (Ozas、リトアニア) 2021年 3月 当社取締役 (現任)</p>	0株
<p>再任 社外 独立</p>	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、日本画家として長年にわたり格調高く独創性にあふれる作品を生み出し、日本文化の素晴らしさを世界に発信して来られました。また、その語学力を生かしてニュージーランドやリトアニアといった国々との友好親善活動に尽力されて来た他、ユニセフを通じてグローバルな社会貢献活動にも携わって来られました。その豊富な経験と実績に鑑み、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏には、美術的分野における専門的見地から、経営ビジョンにおける助言と多角的な視点を活かした経営に対する提言を行っていただくことを期待しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。</p> <p>【独立役員に関する事項】 当社は現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
9	青 洋一 (1957年6月10日)	1985年4月 株式会社大周建設 専務取締役 2001年4月 同社 代表取締役社長 (現任) 2021年3月 当社取締役 (現任)	0株
再任 社外 独立	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、株式会社大周建設の代表取締役を務められた経歴から、豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏には、他社の代表取締役社長としての経験に基づき、経営における専門的見地から、取締役の職務執行に対する提言を行っていただくことを期待しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。</p> <p>【独立役員に関する事項】 当社は現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p>		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、高野裕士、坂爪裕、松本由美子及び青洋一の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、社外取締役候補者高野裕士氏、坂爪裕氏、松本由美子氏及び青洋一氏との間で、現任社外取締役として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の概要は、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を填補するものです。各候補者が取締役に就任した場合は、候補者全員を被保険者として前記の役員等賠償責任保険契約を更新する予定であります。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認及び社外取締役全員の同意を踏まえ、会社負担としております。

ご参考：本定時株主総会後の取締役・監査役（予定）が有する専門性と経験

	氏名	企業 経営	営業・ マーケ ティン グ	研究開 発・技 術・イ ンベ ション	製造・ 品質 管理	芸術・ 文化	会計・ ファイ ナンス	人事労 務・人 材開発	リスク 管理・ コンプ ライア ンス・ ガバナ ンス	グロー バル 経験
取締役	長村 恵弐	○	○	○					○	○
	足利 正夫	○	○	○	○					○
	青山 英一	○	○							○
	川島 直子							○	○	
	吉岡 佑樹						○		○	
	高野 裕士	○						○	○	○
	坂爪 裕	○				○				
	松本 由美子						○			○
	青 洋一	○	○	○						
監査役	小林 俣朗	○	○	○	○				○	
	小林 雅和	○					○			
	山本 美愛							○	○	○

(注) 上記一覧表は、各候補者が有するすべての専門性と経験を表すものではありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
川上光保 (1946年12月3日)	1993年4月 住友信託銀行株式会社(現三井住友信託銀行株式会社) 海外事務部長 2000年4月 住信ビジネスサービス株式会社(現三井住友トラストビジネスサービス株式会社) 外為センター部長	0株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり信託銀行で多岐にわたる部門の要職を務められた経歴から、豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、補欠の社外監査役候補者いたしました。なお、同氏は、過去に社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		
【独立役員に関する事項】 当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しているため、本議案が承認可決され、同氏が社外監査役に就任された場合、同氏を独立役員とする予定であります。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 川上光保氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 川上光保氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
 - 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の概要は、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を填補するものです。候補者が監査役に就任した場合は、候補者を被保険者として前記の役員等賠償責任保険契約を更新する予定であります。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認及び監査役全員の同意を踏まえ、会社負担としております。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って緊急事態宣言の発令と解除が繰り返され、経済・社会活動が繰り返し制限されるなど、先行きの不透明な状況が続きました。

このような経済状況におきまして、当社グループは、高付加価値製品の積極的な販売促進活動を実施するとともに、生産性の向上にも努めました。機能製品事業につきましては、事業再構築の一環として高品質による差別化が可能な製品に絞り込んだことなどから売上が減少した一方、光学シート事業は引き続きリモートワーク・リモートラーニング需要が堅調だったことや、直下型ミニLED液晶ディスプレイ向け新製品の量産出荷本格化などにより、売上が増加しました。また、前連結会計年度以前から取り組んでまいりました開発案件につきましても、用途拡大や新規採用の獲得に努めました。

なお、機能製品事業における差別化製品の開発や生産を強力に推進するためにSATC K-Site (旧九州工場) 及びSATC T-Site (旧東京工場) の機能を滋賀ATセンターに集約することを決定し、2022年12月期上期中に設備の移設を含めた生産集約に伴う工場の移転統合を完了する見込みとなっております。

この結果、当連結会計年度の売上高は18,130百万円 (前期比23.0%増)、経常利益3,467百万円 (前期比248.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益2,569百万円 (前期比246.9%増) となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

【光学シート事業】

タブレット・ノートPC向けでは、高性能な直下型ミニLED液晶ディスプレイ向けに新規開発した複合拡散板「オパスキ®」が、第1四半期に量産出荷を開始して以降、タブレットやノートPCの需要増加に伴い順調に売上が増加したほか、光拡散フィルム「オパルス®」についても、新型コロナウイルス感染症の影響によるリモートワーク・リモートラーニング需要の増加が継続したことや、ディスプレイの高精細化に寄与する高性能な当社製品の採用が増えたことなどから、売上が増加いたしました。その一方、スマートフォン向けでは、一部の機種で液晶ディスプレイから有機ELディスプレイへの変更が進んだことなどから光拡散フィルム「オパルス®」の売上が減少いたしました。利益面においては、売上の増加に加え、高付加価値製品の販売構成比が前年同期比で増加し収益性が向上したことや、為替相場が円安基調で推移したことなどにより、大きく伸びいたしました。

以上のことから、光学シート事業の売上高は13,951百万円（前期比42.8%増）、セグメント利益5,389百万円（前期比89.8%増）となりました。

【機能製品事業】

鉄鋼メーカーを中心とする需要回復により防錆包装資材の売上が増加した一方、前連結会計年度より取り組んでまいりました事業再構築の一環として高品質による差別化が可能な製品に絞り込んだことなどにより、機能製品事業全体の売上は減少いたしました。なお、前連結会計年度に販売を開始したクリーンエネルギー車向け特殊フィルムが採用車種の拡大などにより販売が増加したほか、医療・衛生向けのフィルム製品の販売を新たに開始するなど、高い成長が見込まれる分野での販売増加に向けて、引き続き取り組んでおります。利益面においては、売上は減少したものの、製品構成の変化により収益性が向上したことや、生産設備の集約に伴い、人的資源を光学シート事業などの成長領域に重点配分したことで当事業部の固定費が抑制された効果などにより、前年同期比で増加しております。

以上のことから、機能製品事業の売上高は4,178百万円（前期比15.8%減）、セグメント利益136百万円（前期比146.0%増）となりました。

事業別売上高

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額	構成比	金額	構成比
光学シート事業	百万円 9,770	% 66.3	百万円 13,951	% 77.0
機能製品事業	4,965	33.7	4,178	23.0
合 計	14,735	100.0	18,130	100.0

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は3,908百万円であり、その主なものは、光学シート事業におけるシート機の建屋新設及び設備新設等であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、当連結会計年度において、公募増資により3,736百万円、オーバーアロットメントによる売出しに伴う第三者割当増資により575百万円の資金調達を実施いたしました。また、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行により14百万円の資金調達を実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、高品質、高性能製品の販売を強化することで、利益志向の経営を行ってまいります。「グローバル・ニッチ」市場に注力し、強みを生かせる領域に集中しつつ、新たな事業の創出を目指します。新規事業を推進する一方、プレシジョンマーケティングとプレシジョン生産を戦略の骨子として、急激な為替変動リスクに対応しつつ確実な利益の確保に努めます。同時に、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスを経営の重要課題と位置づけ、CSV及び経営基盤（安全、品質、セキュリティ、情報インフラ）の強化を図ります。さらに、イノベーションを追求するAll KEIWA Innovation (AKI) 活動の継続とモチベーションと生産性を高める人事戦略の実行を継続いたします。

なお、事業別には以下のとおり対応してまいります。

【光学シート事業】

中・小型向けへの選択的集中マーケティングを継続いたします。特に高い技術力が要求される高付加価値ゾーンをターゲットとして高品質・高性能な製品を高精度で製造し、シェアを向上させることで収益性向上を実現いたします。また複合拡散板など、市場の技術変革を捉えた特殊な高機能フィルムの先行開発、及びその拡大に対応した生産体制の拡充を推進いたします。

【機能製品事業】

当社の安定基盤事業として期待される収益を確保すべく、進行中の生産体制の計画的集約を完了し、精密加工技術により差別化が可能な高機能特殊フィルムの販売拡大を図ります。従来からの防錆紙、建材、工程紙、農業資材等の安定事業に加え、今後伸長が見込まれるグリーンエネルギー、医療・衛生分野に向けて高品質な製品を提供しながら直実に事業を成長させてまいります。また”地球の絆創膏”『KYOZIN®』の性能を生かして建築・土木構造物の保護・延命化を図り、世界の建造物の救援に貢献いたします。このような施策によって高付加価値製品の比率を高め、将来にわたる持続的成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第72期 2018年12月期	第73期 2019年12月期	第74期 2020年12月期	第75期 2021年12月期
売上高 (千円)	15,758,666	15,823,348	14,735,937	18,130,734
経常利益 (千円)	741,855	945,151	996,406	3,467,649
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	451,768	692,338	740,819	2,569,629
1株当たり当期純利益 (円)	76.31	109.55	93.41	289.59
総資産 (千円)	13,999,374	15,260,991	17,655,074	28,771,385
純資産 (千円)	3,057,883	4,999,129	7,213,776	14,146,463
1株当たり純資産額 (円)	516.53	647.77	819.72	1,471.20

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。
2. 第73期より連結計算書類を作成しております。第72期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値をご参考情報として記載しております。
3. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第73期の期首から適用したため、第72期につきましては、遡及後の数値を記載しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
恵和光電材料（南京）有限公司	44,389千人民元	100.0%	光学製品の加工及び販売
台湾恵和股份有限公司	5,000千台湾ドル	100.0	光学製品の販売
ソウル恵和光電株式会社	200百万ウォン	100.0	光学製品の販売
KEIWA Incorporated USA	60千米ドル	100.0	光学製品の販売

(7) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

事業部門	事業内容
光学シート事業	光学シート（オパルス®、オパスキ®等）の製造及び販売
機能製品事業	包装資材、工程紙・建材、農業資材、住宅・インフラ保護資材、クリーンエネルギー資材、医療・衛生用フィルム等の製造及び販売

(8) 主要な営業所および工場（2021年12月31日現在）

①当社の主要拠点

名称	所在地
東京本社	東京都中央区
大阪本社	大阪市中央区
和歌山テクノセンターⅠ・Ⅱ	和歌山県日高郡
和歌山テクノセンターⅢ	和歌山県御坊市
滋賀ATセンター（SATC）	滋賀県東近江市
SATC T-Site	千葉県八千代市
VCC（Value Creation Center）	京都府相楽郡

②海外子会社の主要拠点

名 称	所 在 地
惠 和 光 電 材 料 (南 京) 有 限 公 司	中国 江蘇省南京市
台 湾 惠 和 股 份 有 限 公 司	台湾 台北市
ソ ウ ル 惠 和 光 電 株 式 会 社	韓国 ソウル特別市
KEIWA Incorporated USA	米国 カリフォルニア州

(9) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
男 性	258名 (25名)	8名 (△16名)
女 性	46名 (24名)	△2名 (△1名)
合 計	304名 (49名)	6名 (△17名)

(注) 従業員数は就業人員数であり、契約社員及び臨時従業員の人員数は()内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社十六銀行	1,521百万円
株式会社商工組合中央金庫	1,211百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,051百万円
株式会社滋賀銀行	837百万円
株式会社紀陽銀行	553百万円

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 23,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 9,615,570株 (自己株式265株を除く。) |
| (3) 株主総数 | 4,750名 |
| (4) 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
長村 恵 式	3,384,200株	35.1%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	711,200株	7.3%
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	476,200株	4.9%
JPMBL RE UBS AG LONDON BRANCH COLL EQUITY	433,100株	4.5%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	287,800株	2.9%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	192,887株	2.0%
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	155,800株	1.6%
石田 憲 次	143,300株	1.4%
江田 徐 紅	141,000株	1.4%
足利 正 夫	122,790株	1.2%

- (注) 1. 持株比率は、小数点以下第2位を切り捨てて算出しております。
 2. 持株比率は、自己株式(265株)を控除して計算しております。
 3. 上記株主の英文名は、(株)証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	2,940株	4名

- (注) 1. 社外取締役及び監査役へは、株式を交付していません。
 2. 当事業年度中に、執行役員8名に対し当社株式4,495株を交付しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

- 2021年4月23日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行により、発行済株式の総数が7,435株、資本金及び資本準備金がそれぞれ7,479,610円増加しております。
- 2021年12月13日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数が700,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,868,090,000円増加しております。
- 2021年12月28日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数が107,900株、資本金及び資本準備金がそれぞれ287,952,730円増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長 村 恵 弐	
常務取締役	足 利 正 夫	生産イノベーション管掌
常務取締役	青 山 英 一	マーケティング管掌
常務取締役	川 島 直 子	管理・購買管掌 管理本部本部長
取 締 役	吉 岡 佑 樹	管理本部本部長代理 財務部部長
取 締 役	高 野 裕 士	高野法律事務所 弁護士
取 締 役	坂 爪 裕	慶應義塾大学大学院経営管理研究科 委員長 慶應義塾大学ビジネス・スクール 校長
取 締 役	松 本 由 美 子	
取 締 役	青 洋 一	株式会社大周建設 代表取締役社長
常勤監査役	小 林 俣 朗	
監 査 役	小 林 雅 和	小林公認会計士事務所 所長
監 査 役	山 本 美 愛	弁護士法人法円坂法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役高野裕士氏、坂爪裕氏、松本由美子氏及び青洋一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小林雅和氏及び山本美愛氏は、社外監査役であります。
3. 監査役小林雅和氏は、公認会計士の資格を有しており、会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役高野裕士氏、坂爪裕氏、松本由美子氏、青洋一氏及び監査役小林雅和氏、山本美愛氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしているため、独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2021年3月25日開催の第74期定時株主総会終結の時をもって、取締役加藤秀樹氏、石田憲次氏、江田徐紅氏、野口順次郎氏、上地聡氏、水谷武久氏及び山本剛氏は任期満了により退任いたしました。
6. 2021年3月25日開催の第74期定時株主総会終結の時をもって、監査役大保政二氏は辞任により退任いたしました。また、同定時株主総会において、松本由美子氏及び青洋一氏が取締役に、山本美愛氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
7. 当事業年度中に以下の取締役の地位の異動がありました。

氏 名	新	旧	異動年月日
川島 直子	常務取締役	取締役	2021年3月25日
吉岡 佑樹	取締役執行役員	取締役	2021年3月25日

8. 当事業年度末日後に以下の取締役の担当の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
足利 正夫	生産イノベーション管掌 地球の絆創膏本部本部長	生産イノベーション管掌	2022年2月1日

責任限定契約の内容の概要

当社が定款に基づき社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任については、取締役及び監査役の職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、限度額を超える部分については責任を負わない。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年11月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約は、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補されないこととしております。

取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、優秀な人材を経営者として登用・確保し、役員職務遂行が企業価値の最大化につながることを目的に、「透明性」、「公正性」及び「合理性」を担保するため、役員報酬の制度構築・運用・水準等については、社外取締役を委員長とする「指名・報酬等諮問委員会」において審議し、その答申を受けた取締役会において決定する体制としております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、「指名・報酬等諮問委員会」からの答申内容が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(取締役報酬の概要)

1. 社外取締役を除く取締役の報酬は、月例報酬及び、毎年12月に支給される賞与により構成されます。

①取締役の月例報酬は、役位、職責、前年度の当該役員の職務の執行状況に対する評価、他社水準、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

②賞与については、当事業年度の連結業績を総合的に判断したうえで取締役会にて業績係数を決議し、当該役員の職務の執行状況に対する評価及び従業員賞与の水準等を考慮しながら算出された額を毎年12月に支給します。

③譲渡制限付株式の付与のための報酬を、各事業年度の一定の時期に、各取締役の賞与の算定において基本となる額に応じて定めた額の金銭を支給し、譲渡制限付の普通株式と引換えにする払込みに充てるものとしております。譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失する日までの期間を譲渡制限期間とし、取締役が、当社の取締役会で別途定める期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除することとしております。

2. 社外取締役の報酬は、その役割を考慮し、基本報酬及び、毎年12月に支給される賞与のみとしております。なお、退職慰労金及び株式取得型報酬は支給していません。

(2) 監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬は、その役割を考慮し、基本報酬及び、毎年12月に支給される賞与のみとしており、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。なお、株式取得型報酬は支給していません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			支給人数
		基本報酬等	賞与	譲渡制限付 株式報酬等	
取締役	144,347	103,500	36,410	4,436	16名
(うち社外取締役)	(21,054)	(15,330)	(5,724)	(-)	(5名)
監査役	17,280	13,500	3,780	-	4名
(うち社外監査役)	(7,920)	(6,300)	(1,620)	(-)	(3名)
合 計	161,627	117,000	40,190	4,436	20名

- (注) 1. 上記の取締役の支給人員には、2021年3月25日開催の第74期定時株主総会終結の時をもって退任した7名を含んでおります。
2. 上記の監査役の支給人員には、2021年3月25日開催の第74期定時株主総会終結の時をもって退任した1名を含んでおります。
3. 役員の報酬限度額は、2011年6月26日開催の第64期定時株主総会において、一事業年度当たりの金銭報酬に関する支給限度額を、取締役の報酬等の額として300百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）、監査役の報酬等の額として30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役は0名）、監査役の員数は、2名（うち社外監査役は2名）です。
- また、上記報酬とは別枠で、2021年3月25日開催の第74期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付の付与のために支給する金銭報酬の支給限度額を30百万円以内、付与を受ける譲渡制限付株式の総数は年3万株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、5名です。
4. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
5. 譲渡制限付株式は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
6. 上記のほか、2021年3月25日開催の第74期定時株主総会の決議に基づき、退任した取締役7名に対して12,600千円を、退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給額として取締役5名に対して6,930千円、監査役1名に対して1,890千円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役高野裕士氏は、高野法律事務所の弁護士を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

取締役坂爪裕氏は、慶應義塾大学大学院経営管理研究科の委員長及び慶應義塾大学ビジネス・スクールの校長を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

取締役青洋一氏は、株式会社大周建設の代表取締役社長を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

監査役小林雅和氏は、小林公認会計士事務所の所長を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

監査役山本美愛氏は、弁護士法人法円坂法律事務所の弁護士を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	高野 裕士	当事業年度に開催された取締役会20回すべてに出席し、弁護士としての豊富な経験、見識に基づき、法務における専門的見地から、経営における助言・提言を行っております。
取締役	坂爪 裕	当事業年度に開催された取締役会20回すべてに出席し、経営における専門的見地から、経営全般における助言・提言を行っております。
取締役	松本 由美子	就任後開催の取締役会15回すべてに出席し、美術的分野における専門的見地から、経営ビジョンにおける助言・提言を行っております。
取締役	青 洋一	就任後開催の取締役会15回すべてに出席し、経営における専門的見地から、経営全般における助言・提言を行っております。
監査役	小林 雅和	当事業年度に開催された取締役会20回すべてに、また、監査役会15回すべてに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
監査役	山本 美愛	就任後開催の取締役会15回すべてに、また、就任後開催の監査役会11回すべてに出席し、主に弁護士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	77百万円
うち、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	34百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	77百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、「情報セキュリティに関する助言指導業務」等を依頼し、対価を支払っております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
4. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法又は金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は以下のとおり「内部統制システムの基本方針」を取締役会により定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a)コンプライアンスに関する体制を整備するため、コンプライアンスに係る規程の制定、委員会の設置、取締役・使用人教育等を行うものとする。
 - (b)取締役は内部監査部門を通じて、定期的に内部監査を実施するものとする。内部監査部門は、監査の方針、計画について監査役と事前協議を行い、その監査結果を定期的に報告する等、監査役と緊密に連携するものとする。
 - (c)子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、子会社の取締役及び使用人に対して当社の基本規程に準じた教育、研修等を行うものとする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は、取締役会議事録、稟議書、その他その職務の執行に係る情報を、文書管理規程の定めるところに従い適切に保存し、かつ管理するものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループのリスク管理に関する体制を整備するためのリスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築するものとする。また、当社は子会社のリスク管理について、指導・助言を行うものとする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a)取締役会規程に基づき、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、経営方針及び経営戦略に関する重要事項や業績の進捗について討議の上、対策を講ずるものとする。
 - (b)業務執行に関して、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程等による適切な権限の委譲により、効率的な取締役の職務の執行を行うものとする。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a)子会社における業務の適正及び経営管理に適用する関係会社管理規程を定め、これを基礎として子会社で諸規程を定めるものとし、当社は子会社の取締役等及び使用人を指導するとともに、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
 - (b)取締役は、子会社において、法令違反その他経営管理に関する重要事項を発見した場合は、適切な対応・対策を行い、監査役との連携を図るものとする。
 - (c)子会社の取締役及び使用人は、定期的に当社取締役会へ職務の執行状況の報告を行うものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の独立性に関する事項、及び監査役の当該使用人への指示の実効性の確保に関する事項
 - (a) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役から求められた際に監査役と協議の上設置するものとする。
 - (b) 監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、異動等人事権に係る事項の決定には監査役の同意を得ることにより、独立性を確保するものとする。
 - (c) 監査役補助者が他部門の使用人を兼務する場合は、監査役の補助業務を優先し、監査役の指示に基づく調査・監査補助等の推進を妨げないものとする。
7. 当社及び当社グループの取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、次の事項を監査役に定期的及び随時報告するものとする。

 - (a) 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - (b) 法令及び定款に違反する重要な事項
 - (c) 取締役及び使用人の職務の執行に掛かる不正行為
 - (d) 取締役会及び経営会議等の重要な会議で決議された事項
 - (e) 内部監査の結果
 - (f) 内部統制システムの構築に関する事項
 - (g) 内部通報の内容及び状況
 - (h) その他職務遂行上、必要と判断した事項
8. 上記の報告をした者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った者に対し、当該報告したことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査役が、当社グループにおける会議の議事録、各種報告等の重要事項について閲覧できる体制を整えることとする。
 - (b) 代表取締役は、随時、監査役との会合をもち、会社の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取巻くリスクのほか、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、意思疎通を図ることとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

1. 主な会議の開催状況として、取締役会は20回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席しました。その他監査役会は15回、コンプライアンス委員会は4回、リスク管理委員会は4回開催いたしました。
2. 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
3. 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

-
- (注) 1. 本事業報告に掲げる金額、株式数等については、表示単位未満の端数がある場合、これを切り捨てております。
2. 本事業報告に掲げる金額には、消費税等は含んでおりません。
3. 本事業報告に掲げる数値・情報は、特に記載のない場合、当事業年度末日のものであります。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,998,772	流動負債	9,538,699
現金及び預金	9,027,843	支払手形及び買掛金	2,012,034
受取手形及び売掛金	5,313,670	電子記録債務	1,518,354
商品及び製品	1,854,299	1年内返済予定の長期借入金	1,373,308
原材料及び貯蔵品	653,541	未払金	1,141,135
その他	1,149,887	未払法人税等	711,968
貸倒引当金	△470	製品保証引当金	158,357
固定資産	10,772,613	営業外電子記録債務	2,254,572
有形固定資産	10,121,423	その他	368,967
建物及び構築物	5,975,504	固定負債	5,086,222
機械装置及び運搬具	2,495,740	長期借入金	4,642,637
土地	904,179	退職給付に係る負債	259,640
建設仮勘定	177,799	資産除去債務	71,310
その他	568,200	その他	112,635
無形固定資産	84,751	負債合計	14,624,921
ソフトウェア	82,194	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	2,556	株主資本	13,821,118
投資その他の資産	566,437	資本金	3,864,402
投資有価証券	152,146	資本剰余金	3,633,002
繰延税金資産	331,573	利益剰余金	6,324,162
その他	146,687	自己株式	△448
貸倒引当金	△63,970	その他の包括利益累計額	325,345
		その他有価証券評価差額金	41,195
		繰延ヘッジ損益	△6,535
		為替換算調整勘定	301,315
		退職給付に係る調整累計額	△10,629
		純資産合計	14,146,463
資産合計	28,771,385	負債及び純資産合計	28,771,385

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		18,130,734
売 上	原 価		10,924,071
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	総 利 益		7,206,662
営 業 外 収 益	利 益		4,071,330
受 取 配 当 金	受 取 保 険 金 入 収	11,011	
受 取 成 金 入 収	受 取 成 金 入 収	24,024	
助 成 金 入 収	助 成 金 入 収	10,065	
為 替 差 益 他	為 替 差 益 他	23,256	
そ の 他	そ の 他	321,744	
営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	14,227	404,329
支 払 補 償 費 他 利 益	支 払 補 償 費 他 利 益	49,460	
支 払 電 費 他 利 益	支 払 電 費 他 利 益	9,092	
そ の 他 利 益	そ の 他 利 益	12,796	
経 常 利 益	経 常 利 益	662	72,011
特 別 利 益	特 別 利 益		3,467,649
固 定 資 産 売 却 益	固 定 資 産 売 却 益	243	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	投 資 有 価 証 券 売 却 益	96,079	96,323
特 別 損 失	特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	固 定 資 産 除 却 損 失	52,439	
減 損 損 失	減 損 損 失	71,030	
生 産 拠 点 移 転 統 合 費 用 他	生 産 拠 点 移 転 統 合 費 用 他	169,184	
そ の 他	そ の 他	139	292,793
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,271,179
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	874,848	
法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	△173,298	701,550
当 期 純 利 益	当 期 純 利 益		2,569,629
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,569,629

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年1月1日残高	1,700,880	1,469,480	3,873,336	△379	7,043,317
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	2,156,042	2,156,042			4,312,085
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	7,479	7,479			14,959
剰余金の配当			△118,803		△118,803
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,569,629		2,569,629
自己株式の取得				△69	△69
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	2,163,522	2,163,522	2,450,825	△69	6,777,801
2021年12月31日残高	3,864,402	3,633,002	6,324,162	△448	13,821,118

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
2021年1月1日残高	55,672	△1,186	125,194	△9,221	170,459	7,213,776
連結会計年度中の変動額						
新株の発行					-	4,312,085
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)					-	14,959
剰余金の配当					-	△118,803
親会社株主に帰属する 当期純利益					-	2,569,629
自己株式の取得					-	△69
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	△14,477	△5,349	176,121	△1,408	154,886	154,886
連結会計年度中の変動額合計	△14,477	△5,349	176,121	△1,408	154,886	6,932,687
2021年12月31日残高	41,195	△6,535	301,315	△10,629	325,345	14,146,463

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,479,845	流動負債	9,166,036
現金及び預金	7,191,736	支払手形	202,842
受取手形	915,577	電子記録債務	1,518,354
売掛金	5,068,752	買掛金	1,697,271
商品及び製品	1,527,862	1年内返済予定の長期借入金	1,373,308
原材料及び貯蔵品	640,395	未払金	1,148,776
未収消費税等	962,018	未払法人税等	608,198
その他	174,321	製品保証引当金	158,357
貸倒引当金	△819	営業外電子記録債務	2,254,572
固定資産	10,931,124	その他	204,354
有形固定資産	9,654,696	固定負債	4,961,116
建物	5,924,100	長期借入金	4,642,637
構築物	47,443	退職給付引当金	243,684
機械及び装置	2,230,026	資産除去債務	71,310
車輛運搬具	47,541	その他	3,484
工具、器具及び備品	379,285	負債合計	14,127,152
土地	904,179	(純資産の部)	
建設仮勘定	115,452	株主資本	13,249,158
その他	6,668	資本金	3,864,402
無形固定資産	74,406	資本剰余金	3,633,002
ソフトウェア	71,849	資本準備金	3,633,002
ソフトウェア仮勘定	2,556	利益剰余金	5,752,202
投資その他の資産	1,202,022	利益準備金	57,500
投資有価証券	152,145	その他利益剰余金	5,694,702
関係会社株式	33,513	固定資産圧縮積立金	3,791
出資金	3,393	別途積立金	1,400,000
関係会社出資金	694,220	繰越利益剰余金	4,290,911
長期前払費用	13,192	自己株式	△448
繰延税金資産	244,346	評価・換算差額等	34,659
その他	62,411	その他有価証券評価差額金	41,195
貸倒引当金	△1,200	繰延ヘッジ損益	△6,535
		純資産合計	13,283,817
資産合計	27,410,970	負債及び純資産合計	27,410,970

損 益 計 算 書

(2021年 1月 1 日から
2021年12月31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	16,859,532
売 上 原 価	10,240,632
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,618,900
営 業 外 収 益	4,037,061
営 業 外 収 益	2,581,839
受 取 配 当 金	70,034
受 取 保 険 金	24,024
売 為 替 収 入	23,256
そ の 他 益	347,099
営 業 外 費 用	15,396
支 払 利 息	49,132
支 払 補 償 費	9,092
売 為 替 の 他 費	12,796
経 常 利 益	522
特 別 利 益	71,543
固 定 資 産 売 却 益	243
投 資 有 価 証 券 売 却 益	99,682
特 別 損 失	99,926
固 定 資 産 除 却 損	49,264
生 産 拠 点 移 転 統 合 費 用	169,184
減 損 損 失	71,030
税 引 前 当 期 純 利 益	289,479
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	593,803
法 人 税 等 調 整 額	△79,165
当 期 純 利 益	2,800,552
	514,637
	2,285,915

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金
2021年1月1日残高	1,700,880	1,469,480	1,469,480	57,500
事業年度中の変動額				
新株の発行	2,156,042	2,156,042	2,156,042	
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	7,479	7,479	7,479	
剰余金の配当				－
当期純利益				－
固定資産圧縮積立金の取崩				－
自己株式の取得				－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				－
事業年度中の変動額合計	2,163,522	2,163,522	2,163,522	－
2021年12月31日残高	3,864,402	3,633,002	3,633,002	57,500

	株主資本							
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金			利益剰余金 合計				
	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金					
2021年1月1日残高	4,485	1,400,000	2,123,105	3,585,090	△379	6,755,071		
事業年度中の変動額								
新株の発行				－		4,312,085		
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)				－		14,959		
剰余金の配当			△118,803	△118,803		△118,803		
当期純利益			2,285,915	2,285,915		2,285,915		
固定資産圧縮積立金の取崩	△694		694	－		－		
自己株式の取得				－	△69	△69		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				－		－		
事業年度中の変動額合計	△694	－	2,167,806	2,167,111	△69	6,494,086		
2021年12月31日残高	3,791	1,400,000	4,290,911	5,752,202	△448	13,249,158		

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
2021年1月1日残高	53,208	△1,186	52,022	6,807,093
事業年度中の変動額				
新株の発行			—	4,312,085
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)			—	14,959
剰余金の配当			—	△118,803
当期純利益			—	2,285,915
固定資産圧縮積立金の取崩			—	—
自己株式の取得			—	△69
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△12,013	△5,349	△17,362	△17,362
事業年度中の変動額合計	△12,013	△5,349	△17,362	6,476,723
2021年12月31日残高	41,195	△6,535	34,659	13,283,817

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

恵和株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 目 細 実
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 田 信 之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、恵和株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、恵和株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

恵和株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 目 細 実
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 田 信 之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、恵和株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月22日

恵和株式会社 監査役会

常勤監査役	小林 俊 朗	㊟
社外監査役	小林 雅 和	㊟
社外監査役	山本 美 愛	㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋茅場町1丁目5-8

東京証券会館 8階



交通

東京メトロ ● 東西線・● 日比谷線 「茅場町駅」 8番 出口直結

東京メトロ ● 銀座線・● 東西線 「日本橋駅」 C2 出口より徒歩6分

都営地下鉄 ● 浅草線 「日本橋駅」 D2 出口より徒歩4分

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。